

国民保養温泉地新選定標準（素案）

【国民保養温泉地新選定標準（素案）】

第1 温泉の泉質及びゆう出量に関する条件

- (1) 利用源泉が療養泉であること。
- (2) 利用する温泉のゆう出量が豊富であること。なお、ゆう出量の目安は温泉利用者1人あたり0.5リットル／分以上であること。

第2 温泉地の環境等に関する条件

- (1) 自然景観、まちなみ、歴史、風土、文化等の観点から保養地として適していること。
- (2) 医学的立場から適正な温泉利用や健康管理について指導が可能な医師の配置計画又は入浴方法等の指導ができる人材の配置計画若しくは育成方針等が確立していること。
- (3) 温泉資源の保護、温泉の衛生管理、温泉の公共的利用の増進並びに高齢者及び障害者等への配慮に関する取組を適切に行うこととしていること。
- (4) 災害防止に関する取組が充実していること。

第3 温泉地計画の策定

- (1) 温泉地における温泉利用施設の整備及び環境の改善を図るため、環境大臣が国民保養温泉地ごとに「第2 温泉地の環境等に関する条件」に関する温泉地計画を策定すること。
- (2) 国民保養温泉地の指定を希望する地方公共団体は、住民、事業者等の意見を聴いて、温泉地計画の案を作成し、環境大臣に提出すること。

【新選定標準を定めた際に環境省が都道府県に通知すべき内容（素案）】

（温泉地計画の策定）

各温泉地が温泉地の環境等に関する条件に合致していることを確認するため、以下の内容を含む温泉地計画を策定する。

なお、国民保養温泉地の指定及び温泉地計画の策定に当たっては、学識経験者等の意見を聴取することとする。

- ・ 自然景観、まちなみ、歴史、風土、文化等の維持・保全等に関する方策

（例：建築物の意匠、色彩等に関する方針、広告物の設置に当たっての寸法、色彩等の配慮方針、煩雑な要素の除去等）

→ 選定標準（素案）の第2（1）の条件に合致しているかを確認する項目

- ・ 医学的立場から適正な温泉利用や健康管理について指導が可能な医師の配置計画又は入浴方法等の指導ができる人材の配置計画若しくは育成方針等

→ 選定標準（素案）の第2（2）の条件に合致しているかを確認する項目

- ・ 温泉資源の保護に関する取組方針

（泉温、ゆう出量、水位の定期的観測・記録、温泉資源（地下水）の涵養方策等）

- ・ 温泉を衛生的に良好な状態に保つための方策

（例：源泉、貯湯槽、分湯槽、中継槽及び送（引）湯路線については、雨水や汚染された浅層地下水等が混入しないような配慮。浴槽については厚生労働省の通知の遵守。貯湯槽、パイプライン、浴槽及びその周辺については定期的な清掃の実施等）

- ・ 温泉地の特性を活かした温泉の公共的利用増進に関する方策

（例：健康づくりの場としての体制整備、温泉地を象徴する自然・文化資源の保全と活用、快適な環境の創出等）

- ・ 高齢者、障害者等に配慮したまちづくりに関する計画

→ 以上の4項目は、選定標準（素案）の第2（3）の条件に合致しているかを確認する項目

- ・ 災害防止対策に係る計画及び措置

→ 選定標準（素案）の第2（4）の条件に合致しているかを確認する項目

（温泉地計画の見直し）

- ・ 5年毎に温泉地計画を見直すこととする。